

J∞QUALITY商品認証事業規約

一般社団法人日本ファッション産業協議会

一般社団法人日本ファッション産業協議会（以下、「協議会」という。）は、一般社団法人日本ファッション産業協議会定款第4条第6項に定める「その他、当法人の目的達成に必要な事業」として、J∞QUALITY商品認証事業を行うこととし、ここに「J∞QUALITY商品認証事業規約」（以下、「本規約」という。）を定めるものとする。

（目的）

第1条 J∞QUALITY商品認証事業は、次条に定めるJ∞QUALITY商品の優位性を高めるとともに、J∞QUALITY商品の品質の確保及び更なる向上を目指し、もって、国内外の市場におけるJ∞QUALITY商品の認知度の向上及び需要の拡大を図ることを目的とする。

（定義）

第2条 本規約において、「J∞QUALITY商品」とは、織布・編立、染色整理加工、縫製の各生産工程を日本国内で行うことにより生産された商品であって、申請に基づき、協議会が審査を行い、協議会より第7条に規定する認証を付与する商品をいう。

2 この規約において、「安全・安心・コンプライアンス企業認証」とは、織布・編立、染色整理加工、縫製、企画・販売のいずれか1以上の工程を行う企業に対して、その申請に基づき、協議会が審査を行い、協議会が別表第1の安全・安心・コンプライアンスにかかる認証基準を満たすものとして第5条に規定する認証を付与することをいう。

3 本規約において、「縫製企業認証」とは、縫製企業に対して、その申請に基づき、協議会が審査を行い、協議会が別表第2の縫製企業認証にかかる認証基準を満たすものとして第6条に規定する認証を付与することをいう。

4 本規約において、「編立企業認証」とは、靴下の編立を行う企業に対して、その申請に基づき、協議会が審査を行い、協議会が別表第2-2の編立企業認証にかかる認証基準を満たすものとして第6条に規定する認証を付与することをいう。

（J∞QUALITY商品のコンセプト）

第3条 J∞QUALITY商品は、次条から第7条に規定する各種の認証を経た商品であり、その商品は、ものづくりの情熱、トレーサビリティ（生産履歴）、安全・安心及び精緻な仕上がりの4つの消費者への訴求要素を持つものとする。

(事業内容)

第4条 協議会は、第1条の目的を達成するため、J∞QUALITY 商品を審査、認証し、独自の認証マークを交付するとともに、J∞QUALITY 商品に関する PR及び販売促進のためのブランディング活動等を行う。

(安全・安心・コンプライアンス企業認証)

第5条 安全・安心・コンプライアンス企業認証を受けようとする者は、安全・安心・コンプライアンス企業認証申請書(様式第1号)に、安全・安心・コンプライアンス企業認証宣言書(以下、「コンプライアンス宣言書」という。)(様式第2号)及び所定の申請料を添えて、協議会に対して申請するものとする。なお、協議会傘下の団体の会員企業でない者であっても、本条に定める申請をし、認証を受けることを妨げない。

- 2 協議会は、前項の申請がなされた場合において、コンプライアンス宣言書等の内容に関し、必要と認める場合は、申請者に対して第三者機関による監査を行い、その結果の報告等を受けること、又は、第三者機関に申請者の監査を行わせることができる。
- 3 協議会は、本条第1項の申請を受けた場合には、別表第1の認証基準を満たすかどうかを審査し、申請料の入金確認日から原則として30日以内に、認証するかどうか決定し申請者に通知するものとする。認証の拒絶を行おうとするときは、協議会は、その理由を併せて申請者に通知するものとする。
- 4 協議会は、前項において認証の決定を行った場合には、申請者に対して、安全・安心・コンプライアンス企業認証書(以下、「コンプライアンス認証書」という。)(様式第3号)を交付するとともに、認証を受けた企業(以下、「コンプライアンス認証企業」という。)の名称・所在地・代表者氏名・事業概要・認証の有効期間等を公表するものとする。
- 5 安全・安心・コンプライアンス企業認証の有効期間は、認証日から3年間とする。
- 6 コンプライアンス認証企業は、認証の更新を希望する場合は、有効期間が満了する日の30日前までに安全・安心・コンプライアンス企業認証更新申請書(様式第4号)に所定の申請料を添えて提出しなければならない。協議会による更新の可否決定については、本条第2項から前項までの規定を準用する。
- 7 協議会は、コンプライアンス認証企業としての信用を保持するため、自ら又は第三者機関に委託して、コンプライアンス認証企業に対して、別表第1の認証基準に常に適合しているかどうかの観点から、随時監査・調査指導を行うことができる。コンプライアンス認証企業が本項に規定する監査・調査指導を拒絶する場合には、協議会は、コンプライアンス認証の取消しを行うとともに、当該企業を5年間の認証受給資格停止処分とし、企業名等を公表するものとする。
- 8 本条第4項の規定によりコンプライアンス認証書の交付を受けた者は、次の各号のいずれかに該当することになったときは、安全・安心・コンプライアンス企業認証事由変更(中止・廃止)届出書(様式第5号)を協議会に提出しなければならない。

- (1) 企業の代表者氏名若しくは名称又はその所在地を変更したとき。
 - (2) 認証基準に適合しない事由が発生したとき。
 - (3) 工程の中止又は廃止が発生したとき。
 - (4) その他協議会が決定する事象が発生したとき。
- 9 協議会は、コンプライアンス認証企業が認証基準を満たさないこととなったことを知った場合には、速やかに認証を取り消し、その旨コンプライアンス認証企業に通知するものとする。協議会は、認証の取消しを行った場合には、その企業名を速やかに公表するものとする。
- 10 協議会は、コンプライアンス認証企業が認証基準を満たさないと自ら知りつつ、本条第1項のコンプライアンス宣言書を作成するなど故意の虚偽記載による認証を受けたことを知ることになった場合には、速やかに認証を取り消すとともに、当該企業に対して5年間の認証受給資格停止処分を行い、さらに、その企業名等を速やかに公表するものとする。

(縫製企業認証)

- 第6条 縫製企業認証を受けようとする者は、縫製企業認証審査申請書(様式第6号)に、縫製企業認証宣言書(以下、「縫製企業宣言書」という。様式第7号)及び所定の申請料を添えて、協議会に対して申請するものとする。ただし、靴下の縫製を行う者については、縫製企業認証にかかる申請は不要である。なお、協議会傘下の団体の会員企業でない者であっても、本条に定める申請をし、認証を受けることを妨げない。
- 2 協議会は、前項の申請がなされた場合において、縫製企業宣言書等の内容に関し、必要と認める場合は、申請者に対して第三者機関等による監査を行い、その結果の報告等を受け、又は、第三者機関等に申請者の監査を行わせることができる。
 - 3 協議会は、本条第1項の申請を受けた場合には、別表第2の認証基準を満たすかどうかを審査し、申請料の入金確認日から原則として30日以内に、認証するかどうか決定し申請者に通知するものとする。認証の拒絶を行おうとするときは、協議会は、その理由を併せて申請者に通知するものとする。
 - 4 協議会は、前項において認証の決定を行った場合には、申請者に対して、縫製企業認証書(様式第8号)を交付するとともに、認証を受けた企業(以下「縫製認証企業」という。)の名称・所在地・代表者氏名・事業概要・認証の有効期間等を公表するものとする。
 - 5 縫製企業認証の有効期間は、認証日から3年間とする。
 - 6 縫製認証企業は、認証の更新を希望する場合は、有効期間が満了する日の30日前までに縫製企業認証更新申請書(様式第9号)に所定の申請料を添えて提出しなければならない。協議会による更新の可否決定については、本条第2項から前項までの規定を準用する。

- 7 協議会は、縫製認証企業としての信用を保持するため、自ら又は第三者機関に委託して、縫製認証企業に対して、別表第2の認証基準に常に適合しているかどうかの観点から、随時監査・調査指導を行うことができる。縫製認証企業が本項に規定する監査・調査指導を拒絶する場合には、協議会は、縫製企業認証の取消しを行うとともに、当該企業を5年間の認証受給資格停止処分とし、企業名等を公表するものとする。
- 8 本条第4項の規定により縫製企業認証書の交付を受けた者は、次の各号のいずれかに該当することになったときは、縫製企業認証事由変更（中止・廃止）届出書（様式第10号）を協議会に提出しなければならない。
 - （1）企業の代表者氏名若しくは名称又はその所在地を変更したとき。
 - （2）認証基準に適合しない事由が発生したとき。
 - （3）工程の中止又は廃止が発生したとき。
 - （4）その他協議会が決定する事象が発生したとき。
- 9 協議会は、縫製認証企業が認証基準を満たさないこととなったことを知った場合には、速やかに認証を取り消し、その旨当該企業に通知するものとする。協議会は、認証の取消しを行った場合には、その企業名を速やかに公表するものとする。
- 10 協議会は、縫製認証企業が認証基準を満たさないと自ら知りつつ本条第1項の縫製企業宣言書を作成するなど故意の虚偽記載による認証を受けたことを知ることになった場合には、速やかに認証を取り消すとともに、当該企業に対して5年間の認証受給資格停止処分を行い、さらに、その企業名等を速やかに公表するものとする。

（靴下製造にかかる編立企業認証）

- 第6条の2 編立企業認証を受けようとする者は、編立企業認証審査申請書（様式第6—2号）に、編立企業認証宣言書（以下、「編立企業宣言書」という。様式第7—2号）及び所定の申請料を添えて、協議会に対して申請するものとする。なお、協議会傘下の団体の会員企業でない者であっても、本条に定める申請をし、認証を受けることを妨げない。
- 2 協議会は、前項の申請がなされた場合において、編立企業宣言書等の内容に関し、必要と認める場合は、申請者に対して第三者機関等による監査を行い、その結果の報告等を受けること、又は、第三者機関等に申請者の監査を行わせることができる。
 - 3 協議会は、本条第1項の申請を受けた場合には、別表第2—2の認証基準を満たすかどうかを審査し、申請料の入金確認日から原則として30日以内に、認証するかどうか決定し申請者に通知するものとする。認証の拒絶を行おうとするときは、協議会は、その理由を併せて申請者に通知するものとする。
 - 4 協議会は、前項において認証の決定を行った場合には、申請者に対して、編立企業認証書（様式第8—2号）を交付するとともに、認証を受けた企業（以下、「編立認証企業」という。）の名称・所在地・代表者氏名・認証の有効期間等を公表するものとする。

- 5 編立企業認証の有効期間は、認証日から3年間とする。
- 6 編立認証企業は、認証の更新を希望する場合は、有効期間が満了する日の30日前までに編立企業認証更新申請書（様式第9—2号）に所定の申請料を添えて提出しなければならない。協議会による更新の可否決定については、本条第2項から前項までの規定を準用する。
- 7 協議会は、編立認証企業としての信用を保持するため、自ら又は第三者機関に委託して、編立認証企業に対して、別表第2—2の認証基準に常に適合しているかどうかの観点から、随時監査・調査指導を行うことができる。編立認証企業が本項に規定する監査・調査指導を拒絶する場合には、協議会は、編立企業認証の取消しを行うとともに、当該企業を5年間の認証受給資格停止処分とし、企業名等を公表するものとする。
- 8 本条第4項の規定により編立企業認証書の交付を受けた者は、次の各号のいずれかに該当することになったときは、編立企業認証事由変更（中止・廃止）届出書（様式第10—2号）を協議会に提出しなければならない。
 - （1）企業の代表者氏名若しくは名称又はその所在地を変更したとき。
 - （2）認証基準に適合しない事由が発生したとき。
 - （3）工程の中止又は廃止が発生したとき。
 - （4）その他協議会が決定する事象が発生したとき。
- 9 協議会は、編立認証企業が認証基準を満たさないこととなったことを知った場合には、速やかに認証を取り消し、その旨当該企業に通知するものとする。協議会は、認証の取消しを行った場合には、その企業名を速やかに公表するものとする。
- 10 協議会は、編立認証企業が認証基準を満たさないと自ら知りつつ本条第1項の編立企業宣言書を作成するなど故意の虚偽記載による認証を受けたことを知ることになった場合には、速やかに認証を取り消すとともに、当該企業に対して5年間の認証受給資格停止処分を行い、さらに、その企業名等を速やかに公表するものとする。

（J∞QUALITY 商品認証）

第7条 J∞QUALITY 商品の認証を受けようとする者は、認証を受けようとする商品の企画・生産・販売に携わった織布・編立、染色整理加工、縫製及び企画・販売の各工程の企業が第5条に規定する安全・安心・コンプライアンス企業認証を受けていること、及び当該商品の生産に携わった縫製企業が第6条に規定する縫製企業認証を受けていること、当該商品が靴下の場合においては、当該商品の生産に携わった編立企業が前条に規定する編立企業認証を受けていることを確認の上、J∞QUALITY 商品認証審査申請書（様式第11号、又は第11—2号）に、デザイン性の高さや固有の生産技術、固有の素材、又は生産にかけた開発ノウハウなど、当該商品の生産に当たって特にこだわった点（以下、「こだわりポイント」という。）を明記した J∞QUALITY 商品こだわりポイント宣言書（様式第12号）、商品の明確な画像及び所定の申請料を添えて協議会に対し

て申請するものとする。なお、靴下及び縫製を伴わないニット商品の認証を受けようとする場合には、縫製企業認証の確認を必要としない。また、協議会傘下の団体の会員企業でない者であっても、本条に定める申請をし、認証を受けることを妨げない。ただし、協議会ないし日本繊維産業連盟傘下の団体いずれにも属さない者による申請手続きについては、本事業の実施状況等を勘案しつつ、別途定めるものとする。

- 2 協議会は、前項の申請がなされた場合において、商品のトレーサビリティ（生産履歴）及びこだわりポイント等に関し、必要と認める場合は、申請者に対して第三者機関による監査を行い、その結果の報告等を受けること、又は、第三者機関に申請者の監査を行わせることができる。
- 3 協議会は、本条第1項の申請を受けた場合には、こだわりポイントと商品のトレーサビリティ（生産履歴）、安全・安心・コンプライアンス企業認証、及び縫製企業認証又は編立企業認証を照合・確認等し問題がないと認めるときは、申請料の入金確認日から原則として30日以内に、認証を決定し申請者にJ∞QUALITY商品の認証番号等を通知するものとする。認証の拒絶を行おうとするときは、協議会はその理由を併せて申請者に通知するものとする。
- 4 協議会は、前項の認証の決定を行った場合には、認証を受けたJ∞QUALITY商品の商品名、企画・販売企業名、トレーサビリティ（生産履歴）、こだわりポイント、その他必要な事項を公表するものとする。ただし、申請者がトレーサビリティ（生産履歴）の公表を希望しない場合、トレーサビリティ（生産履歴）はこの限りではない。
- 5 J∞QUALITY商品認証の有効期間は、認証日から2年間とする。
- 6 J∞QUALITY商品認証の更新を希望する者は、有効期間が切れる30日前からJ∞QUALITY商品認証更新申請書（様式第13ー2号）に所定の申請料を添えて更新の申請をすることができる。更新の可否決定については、本条第2項から前項までの規定を準用する。
- 7 協議会は、J∞QUALITY商品認証の信用を保持するため、自ら又は第三者機関に委託して、認証を申請した企業その他トレーサビリティ（生産履歴）に記載された企業に対して、随時監査・調査指導を行うことができる。認証を申請した企業その他生産履歴に記載された企業が本項に規定する監査・調査指導を拒絶する場合には、当該商品に対して認証を取り消す可能性があることを認証商品の企画・販売を行う企業に通知し、関係する企業が監査・調査指導を受けるよう要請する。それでも監査・調査指導に応じない場合には、認証を取り消すとともに、協議会は、その企業名、商品名等を公表するものとする。
- 8 協議会は、トレーサビリティ（生産履歴）に記載された企業が安全・安心・コンプライアンス企業認証、又は縫製企業認証若しくは編立企業認証を受けていない、あるいは認証を受けた商品が申請書に記載されたトレーサビリティ（生産履歴）とは異なる履歴を持っている等の問題があることを知った場合には、速やかに認証を取り消し、そ

の旨申請者に通知するものとする。協議会は、認証の取消しを行った場合には、その旨を速やかに公表する。協議会は、当該認証にかかる商品が店頭で陳列・販売されている場合には、速やかにロゴマーク・タグ等の回収、又は商品そのものの回収を当該企業に要請する。当該企業による回収が実施されない等の場合には、小売等へ回収の協力要請を行うことができる。

- 9 協議会は、前項の場合において、申請者が故意の虚偽記載による J∞QUALITY 商品認証を受けたと判断する場合においては、速やかに認証を取り消すとともに、当該企業に対して5年間の認証受給資格停止処分を行い、さらに、その企業名等を速やかに公表するものとする。
- 10 本条第3項の規定により J∞QUALITY 商品の認証を受けた者は、次の各号のいずれかに該当することになったときは、J∞QUALITY 商品認証事由変更（中止・廃止）届出書（様式第14号）を協議会に提出しなければならない。
 - (1) 申請企業の代表者若しくは名称又は企業所在地その他変更があったとき。
 - (2) その他認証基準に適合しない事由が発生したとき。
 - (3) 工程の中止又は廃止が発生したとき。
 - (4) その他協議会が決定する事象が発生したとき。

(J∞QUALITY 商品認証の表示及び認証ラベル)

第8条 前条の規定に基づき J∞QUALITY 商品と認証された商品について、ラベル（ネーム、タグ等）によって商品にその旨の表示をする場合には、協議会が定めた J∞QUALITY 商品認証ロゴマーク（以下、「認証ロゴマーク」という。）を使用して作成した、有償で交付する J∞QUALITY 商品認証ラベル（以下、「認証ラベル」という。）を使用しなければならない。

- 2 協議会は、前項の認証ラベルを交付するにあたっては、あらかじめ認証ラベルの供給者を指定し、当該供給者を通じて交付することができる。
- 3 前条の規定に基づき J∞QUALITY 商品と認証された商品について、その販売・展示・PR等をしようとする者は、協議会に対して事前申請を行い（J∞QUALITY 商品認証ロゴマーク転用許可申請書（様式第15号））、協議会の許可を得た場合には、認証ロゴマークのデザインを他へ転用することができる。ただし、企業の独自のラベルに認証ロゴマークのデザインを転用することは認めない。

(認証ロゴマークの使用契約)

第9条 第7条の規定により認証を受けた者が、前条第1項及び第3項の規定により認証ロゴマークを使用するにあたっては、協議会が定める「J∞QUALITY 商品認証ロゴマーク使用契約」を締結するものとする。

(認証を受けた者の責務)

第10条 J∞QUALITY 商品認証ロゴマーク使用契約を締結した者は、当該認証商品について、認証の趣旨及び認証基準に違反することのないように努めなければならない。

- 2 当該認証についての品質保証は、J∞QUALITY 商品認証を受けた者が行うものとし、協議会はその責を負わない。
- 3 前項の規定にかかわらず、認証を受けた者以外の企業が、当該認証商品を販売する場合においては、その者が品質保証を行うことができる。

(運営体制)

第11条 協議会が実施する J∞QUALITY 商品認証事業の事務局は、協議会に置く。

- 2 協議会は、J∞QUALITY 商品認証事業の公平性及び効率性を担保するとともに、市場動向や技術発展等を踏まえた J∞QUALITY 商品認証事業の評価、見直しを実施するため、協議会に関係機関で構成した J∞QUALITY 商品認証事業戦略委員会（以下、「戦略委員会」という。）を設置する。
- 3 協議会は、J∞QUALITY 商品認証事業の適正かつ円滑な運営を図るため、J∞QUALITY 商品認証事業推進本部（以下、「事業推進本部」という。）を設置する。
- 4 協議会は、第5条の安全・安心・コンプライアンス企業認証、第6条の縫製企業認証、第6条の2の編立企業認証及び第7条の J∞QUALITY 商品認証の審査を行うため、認証部を設置する。認証部のメンバーには、必要に応じ、外部の関係機関、有識者等を入れることができる。
- 5 協議会は、第5条第8項及び第9項、第6条第8項及び第9項、第6条の2第8項及び第9項、並びに第7条第8項及び第9項に規定する認証の取消し処分を行う場合には、前項の戦略委員会の意見を聞くことができる。
- 6 戦略委員会、事業推進本部及び認証部の設置及び運営に関する必要な事項は、別に定める。

(認証基準の見直し)

第12条 戦略委員会は、市場動向や技術発展等を考慮し、必要に応じて別表第1、別表第2及び別表第2—2の認証基準の改定又は廃止について検討し、改定案等の作成を行う。

- 2 前項の規定により作成された改定案については、協議会において決定を行う。

(認証ロゴマークの商標・意匠権)

第13条 第8条の認証ロゴマークにかかる商標・意匠権は、原則として協議会が保有する。

(不正使用)

第14条 第5条の安全・安心・コンプライアンス企業認証、第6条の縫製企業認証、第6条の2編立企業認証、第7条のJ∞QUALITY 商品認証、又は認証ロゴマーク等が不正に使用された場合には、協議会又は協議会から委託を受けた者は、不正使用の中止を当該不正使用者に求めるものとする。

2 前項の要請にかかわらず、不正使用の状況が改善されない場合には、当該不正使用者の名称等の公表を含め、協議会は必要な措置を講じるものとする。

(運用等)

第15条 本規約の定め及び本規約に関わる必要事項の制定・改定は協議会が定める。

附則 本規約は【2015年(平成27年)1月25日】から施行する。

附則 改正規約は【2016年(平成28年)4月1日】から施行する。

附則 改訂規約は【2019年(令和元年)12月1日】から施行する。

安全・安心・コンプライアンス企業認証基準

J∞QUALITY商品の安全・安心を担保するとともに、当該商品の生産環境の適正化を図るため、以下の基準を定める。但し、靴下においては、「織布・編立工程」を「編立工程」とし、「縫製工程」は適用しない。

| 織布・編立工程 |
|---|
| <p>1. 安心に関する事項</p> <p><input type="checkbox"/>法令遵守 消費者に信頼される企業管理・運営を行うため、労働基準法や労働安全衛生法等の法令を遵守している</p> <p><input type="checkbox"/>環境保全 当社の近隣及び消費者に信頼される企業管理・運営を行うため、廃棄物の処理及び清掃に関する法律及び騒音規制法等の法令を遵守している</p> <p>2. 安全に関する事項</p> <p><input type="checkbox"/>法令遵守 有害物質を含有する家庭用品の規制に関する法律や、化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律等の法令を遵守している</p> |
| 染色整理加工工程 |
| <p>1. 安心に関する事項</p> <p><input type="checkbox"/>法令遵守 消費者に信頼される企業管理・運営を行うため、労働基準法や労働安全衛生法等の法令を遵守している</p> <p><input type="checkbox"/>環境保全 当社の近隣及び消費者に信頼される企業管理・運営を行うため、水質汚濁防止法等の法令を遵守している</p> <p>2. 安全に関する事項</p> <p><input type="checkbox"/>法令遵守 有害物質を含有する家庭用品の規制に関する法律や、化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律等の法令を遵守している</p> |
| 縫製工程 |
| <p>1. 安心に関する事項</p> <p><input type="checkbox"/>法令遵守 消費者に信頼される企業管理・運営を行うため、労働基準法や労働安全衛生法等の法令を遵守している</p> <p><input type="checkbox"/>環境保全 当社の近隣及び消費者に信頼される企業管理・運営を行うため、廃棄物の処理及び清掃に関する法律等の法令を遵守している</p> <p>2. 安全に関する事項</p> <p><input type="checkbox"/>法令遵守 有害物質を含有する家庭用品の規制に関する法律や、化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律等の法令を遵守している</p> |

企画・販売工程

1. 安心に関する事項

法令遵守

家庭用品品質表示法や不当景品類及び不当表示法等の法令を遵守している。

消費者に信頼される企業管理・運営を行うため、労働基準法や労働安全衛生法等の法令を遵守している。

消費者対応

消費者クレームを受け付ける窓口がある。

2. 安全に関する事項

法令遵守

有害物質を含有する家庭用品の規制に関する法律等の法令を遵守している。

縫製企業認証基準

J∞QUALITY商品の品質を担保するとともに、国内縫製業の技術の継承、製造品質の維持・向上のため、以下の基準を定める。

| | |
|---------|---|
| 職場環境 | 5S（整理・整頓・清掃・清潔・躰）ができており、製品品質に影響を及ぼす設備や機器等の作業環境が整っている。 |
| 材料・製品管理 | 製品の汚れ、シワ、キズの発生を防止するための適切な管理がされている。 |
| 裁断・縫製 | 裁断・縫製が仕様書や型紙等の指示に対し、正確に行われている。製品の汚れ、シワ、キズの発生を防止するための機器の管理や製品の取扱いが確実に行われている。 |
| 検品 | 中間検査、最終検査を一定の基準に則り、確実に実施している。 |
| 危険物管理 | 針等の異物混入を防止するための管理手法が整備されている。 |

編立企業認証基準

J∞QUALITY商品の品質を担保するとともに、国内編立業の技術の継承、製造品質の維持・向上のため、以下の基準を定める。

| | |
|---------|--|
| 職場環境 | 5S（整理・整頓・清掃・清潔・躰）ができており、製品品質に影響を及ぼす設備や機器等の作業環境が整っている。 |
| 材料・製品管理 | 製品の汚れ、シワ、キズの発生を防止するための適切な管理がされている。 |
| 編立 | 編立が仕様書の指示に対し、正確に行われている。製品の汚れ、シワ、キズの発生を防止するための機器の管理や製品の取扱いが確実に行われている。 |
| 検品 | 中間検査、最終検査を一定の基準に則り、確実に実施している。 |
| 危険物管理 | 針等の異物混入を防止するための管理手法が整備されている。 |